

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第一条関係）	1
○ 教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）（第二条関係）	4
○ 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第三条関係）	7
○ 農業改良助長法施行令（昭和二十七年政令第四百十八号）（第三条関係）	9
○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）（第三条関係）	10
○ 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）（第三条関係）	12
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百五号）（第三条関係）	15
○ 職員の兼業の許可に関する政令（昭和四十一年政令第十五号）（第三条関係）	17
○ 地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年政令第二百七十四号）（第三条関係）	19
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第四条関係）	20
○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第五百五十七号）（第五条関係）	27
○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（第六条関係）	35

改正案	現行
<p>第三百三十二条 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項（同法第二十二條の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員の任用、同法第二十八條の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長及び当該延長に係る職員の降任又は転任並びに同法第二十八條の七第一項又は第二項の</p>	<p>第三百三十二条 地方自治法第八十条の四第二項に規定する同条第一項の事務局等（以下「事務局等」という。）の組織、事務局等に属する職員の定数又はこれらの職員の身分取扱いで政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 局部若しくは課（これらに準ずる組織及び局部又は課の長と同等又はこれら以上の職を含む。）又は地方駐在機関（その下部機構を除く。次号において同じ。）の新設に関する事項</p> <p>二 地方駐在機関別の職員の定数の配置の基準に関する事項</p> <p>三 職員の採用及び昇任の基準に関する事項</p> <p>四 昇給の基準並びに扶養手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び旅費の支給の基準に関する事項</p> <p>五 職員の意に反する休職の基準に関する事項</p> <p>六 定年による退職の特例及び定年退職者の再任用</p>

規定による勤務延長の基準に関する事項

七 地方公務員法

第三十五条の規

定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による
営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一
号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

第四百十条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する当該普通地方

公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の
職員（同条第四項に規定する監査委員を除くものとし、地方分権の推進
を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七
号）第一条の規定による改正前の地方自治法附則第八条の規定により官
吏とされていた職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五
十六条第一項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第二十
二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

（外部監査契約を締結してはならない普通地方公共団体の職員であつた
者の範囲）

第七百七十四条の四十九の二十二 地方自治法第二百五十二条の二十八第三
項第八号に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは
、当該普通地方公共団体の常勤の職員（地方分権の推進を図るための関
係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の地方自治法附
則第八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法第五十六条第一
項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第二十二條の四第

の基準に関する事項

七 地方公務員法

（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条の規

定による職務専念義務の免除及び同法第三十八条第一項の規定による
営利企業等の従事の許可（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一
号）第十七条の規定の適用がある場合を除く。）の基準に関する事項

第四百十条の三 地方自治法第九十六条第二項に規定する当該普通地方

公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の
職員（同条第四項に規定する監査委員を除くものとし、地方分権の推進
を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七
号）第一条の規定による改正前の地方自治法附則第八条の規定により官
吏とされていた職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五
十六条第一項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第二十
八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

（外部監査契約を締結してはならない普通地方公共団体の職員であつた
者の範囲）

第七百七十四条の四十九の二十二 地方自治法第二百五十二条の二十八第三
項第八号に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは
、当該普通地方公共団体の常勤の職員（地方分権の推進を図るための関
係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の地方自治法附
則第八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法第五十六条第一
項に規定する地方警務官を含む。）及び地方公務員法第二十八條の五第

一 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

一 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

改正案	現行
<p>（大学院修学休業をすることができない者）</p> <p>第六条 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日（以下この号において「休業期間満了日」という。）の前日までの間又は休業期間満了日から起算して一年以内に定年退職日（地方公務員法第二十八条の六第一項に規定する定年退職日をいう。第四号において同じ。）又は同法第二十二條の四第一項に規定する定年退職日相当日が到来する者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 地方公務員法第二十八條の七第一項又は第二項の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者</p> <p>（削る）</p>	<p>（大学院修学休業をすることができない者）</p> <p>第六条 法第二十六条第一項第四号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 指導改善研修を命ぜられている者</p> <p>二 許可を受けようとする大学院修学休業の期間の満了の日（以下この号において「休業期間満了日」という。）の前日までの間又は休業期間満了日から起算して一年以内に定年退職日（地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する定年退職日をいう。第四号において同じ。）が到来する者</p> <p>三 会計年度任用職員</p> <p>四 地方公務員法第二十八條の三 の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者</p> <p>五 地方公務員法第二十八條の四第一項若しくは第二十八條の五第一項（これらの規定を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者</p>

(教育公務員に準ずる者)

第八条 (略)

3 第一項の場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる法の規定に規定する権限(法第八条第一項の規定)にあつては、同項の規定により読み替えられた地方公務員法の各規定に規定する権限)の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

(略)	学長	第三条第五項、第五条の二、 第六条、第八条第一項及び 第十九条	学部長その他の大学内 の他の機関
(略)	(略)		
(略)	(略)		

(教育公務員に準ずる者)

第八条 大学(公立学校であるものに限る。)の助手については、法第三条第一項、第五項及び第六項、第四条(法第五条第二項及び第九条第二項において準用する場合を含む。)、第五条第一項、第五条の二、第六条、第八条、第九条第一項、第十条、第十七条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條並びに第二十九条の規定中教員に関する部分の規定を準用する。

2 前項の場合において、任命権者は、法第十条に規定する権限を学部長その他の大学の機関に委任することができる。

3 第一項の場合において、次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる法の規定に規定する権限(法第八条第一項及び第三項の規定)にあつては、これらの規定により読み替えられた地方公務員法の各規定に規定する権限)の全部又は一部を、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任することができる。

授会)	学長	第三条第五項、第五条の二、 第六条、第八条第一項及び第 三項並びに第十九条	学部長その他の大学内 の他の機関
評議会(評議会 を置かない大学 にあつては、教 授会)	評議会(評議会 を置かない大学 にあつては、教 授会)	第三条第五項、第四条(第五 条第二項及び第九条第二項に おいて準用する場合を含む。)、第五条第一項、第五条の	教授会その他の大学内 の他の機関

教授会	
第一項	第三条第五項及び第五条の二
当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関	
教授会	
第一項及び第八条第三項	二第二項、第六条、第八条第一項、第九条第一項及び第十条九条
当該教授会に属する教員のうちの一部の者で構成する会議その他の大学内の他の機関	

改正案	現行
<p>第九十条（立候補できる公務員）</p> <p>第九十条（略）</p> <p>2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官（自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）、即ち予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは特定地方独立</p>	<p>第九十条（立候補できる公務員）</p> <p>第九十条 法第八十九条第一項第二号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員とする。</p> <p>2 法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官（自衛隊法第七十条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）、即ち予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第六十条の二第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十一条の二第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）若しくは特定地方独立</p>

行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは職員（国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に掲げる者とする。

一～三 （略）

3・4 （略）

行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）の役員若しくは職員（国家公務員法第六十条の二第一項に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に掲げる者とする。

一 委員長及び委員の名称を有する職にある者で別表第二に掲げる者以外の者

二 顧問、参与、会長、副会長、会員、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有する職にある者並びに統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者

三 前二号に該当する者以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の嘱託員

3 法第八十九条第一項第五号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第一号に規定する地方公営企業に従事する職員又は特定地方独立行政法人の職員で、課長又はこれに相当する職以上の主たる事務所における職に在る者以外の者とする。

4 地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長は、その在職中、当該組合の議会の議員又は管理者の選挙に立候補することを妨げない。地方公共団体の組合の議会の議員又は管理者が、その在職中、当該組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に立候補しようとする場合においても、また、同様とする。

改正案	現行
<p>（普及指導手当の支給の要件）</p> <p>第四条 法第十一条の政令で定める要件は、都道府県の常勤の職員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員として、農林水産省令の定めるところにより、専ら法第八条第二項各号に掲げる事務に従事していることとする。</p>	<p>（普及指導手当の支給の要件）</p> <p>第四条 法第十一条の政令で定める要件は、都道府県の常勤の職員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員として、農林水産省令の定めるところにより、専ら法第八条第二項各号に掲げる事務に従事していることとする。</p>

改正案	現行
<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第九条 法第十七条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の五第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（共同調理場を含む。）の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等（法第八条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、栄養教諭等又は事務職員の別、公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p> <p>一 換算しようとする教職員の数</p> <p>二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当</p>

(略)

たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあつては、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2 法第十七条第二項の規定により教頭及び教諭等の数を同項に規定する講師（以下この項において単に「講師」という。）の数に換算する場合においては、公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の教頭及び教諭等又は公立の特別支援学校の小学部及び中学部の教頭及び教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教頭及び教諭等の数

二 講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

改正案	現行
<p>（救急隊の編成及び装備の基準） 第四十四条（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（救急隊の編成及び装備の基準） 第四十四条 救急隊（次条第一項に定めるものを除く。次項において同じ。）は、救急自動車一台及び救急隊員三人以上をもつて、又は航空機一機及び救急隊員二人以上をもつて編成しなければならない。ただし、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車一台及び救急隊員二人をもつて編成することができる。</p> <p>2 消防署又は消防庁長官が定める消防署の組織の管轄区域の全部が次の各号のいずれかに該当する場合において、市町村が当該管轄区域内において発生する法第二条第九項に規定する傷病者に係る救急業務の適切な実施を図るための措置として総務省令で定める事項を記載した計画（以下この項及び次項において「実施計画」という。）を定めたときは、実施計画に基づき当該救急業務を実施する救急隊は、前項本文の規定にかかわらず、救急自動車一台並びに救急隊員二人以上及び准救急隊員一人以上をもつて編成することができる。</p> <p>一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域</p> <p>二 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域</p>

- 三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第
四条第一項に規定する小笠原諸島の区域
- 四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規
定する離島の区域
- 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第
十九号）第二条第一項に規定する過疎地域
- 3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内
容を公表しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の航空機には、傷病者の
搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第
二項において同じ。）に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施
するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。
- 5 第一項及び第二項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防
吏員をもつて充てなければならない。
 - 一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
 - 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者と
して総務省令で定める者
- 6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員（消
防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百
六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職
員に限る。）をもつて充てなければならない。
 - 一・二 （略）

- 三 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第
四条第一項に規定する小笠原諸島の区域
- 四 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規
定する離島の区域
- 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第
十九号）第二条第一項に規定する過疎地域
- 3 市町村は、実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その内
容を公表しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の救急自動車並びに第一項の航空機には、傷病者の
搬送（法第三十五条の五第一項に規定する傷病者の搬送をいう。次条第
二項において同じ。）に適した設備を設けるとともに、救急業務を実施
するために必要な器具及び材料を備え付けなければならない。
- 5 第一項及び第二項の救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防
吏員をもつて充てなければならない。
 - 一 救急業務に関する講習で総務省令で定めるものの課程を修了した者
 - 二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者と
して総務省令で定める者
- 6 第二項の准救急隊員は、次の各号のいずれかに該当する消防職員（消
防吏員を除き、常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百
六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職
員に限る。）をもつて充てなければならない。
 - 一 救急業務に関する基礎的な講習で総務省令で定めるものの課程を修
了した者

二 救急業務に関し前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有する者として総務省令で定める者

改正案	現行
<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算の方法）</p> <p>第三条 法第二十三条第一項の規定により教職員の数を校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下この項において「短時間勤務職員」という。）の数に換算する場合には、公立の高等学校の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等（法第十条に規定する養護教諭等をいう。以下この項において同じ。）、実習助手又は事務職員の別、公立の特別支援学校の高等部の教職員の数に係る場合にあつては校長、教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員の別ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす短時間勤務職員の数に換算するものとする。</p> <p>一 換算しようとする教職員の数</p> <p>二 短時間勤務職員の一週間当たりの通常の勤務時間数（以下この条において「週当たり勤務時間数」という。）による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る短時間勤務職員の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数（一未満の端数を生じた場合にあつて</p>

2

(略)

は、小数点以下第一位の数字が五以上であるときは一に切り上げ、四以下であるときは切り捨てる。次項において同じ。）

2

法第二十三条第二項の規定により教諭等の数を同項に規定する講師（以下この項において単に「講師」という。）の数に換算する場合においては、公立の高等学校の教諭等又は公立の特別支援学校の高等部の教諭等ごとに、第一号に掲げる数が第二号に掲げる数と等しくなる場合における当該条件を満たす講師の数に換算するものとする。

一 換算しようとする教諭等の数

二 講師の週当たり勤務時間数による区分ごとに当該週当たり勤務時間数に当該区分に係る講師の数を乗じて得た数の合計数を四十で除して得た数

改正案	現行
<p>（権限の委任）</p> <p>第一条（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第一条 内閣総理大臣は、次に掲げる職員に関する国家公務員法第四百条の規定による許可（以下「兼業の許可」という。）に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。</p> <p>一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員で次に掲げるもの</p> <p>イ その属する職務の級が行政職俸給表（一）の七級以下の級である職員</p> <p>ロ 行政職俸給表（二）の適用を受ける職員</p> <p>ハ その属する職務の級が専門行政職俸給表の五級以下の級である職員</p> <p>ニ その属する職務の級が税務職俸給表の七級以下の級である職員</p> <p>ホ その属する職務の級が公安職俸給表（一）の八級以下の級である職員</p> <p>ヘ その属する職務の級が公安職俸給表（二）の七級以下の級である職員</p> <p>ト その属する職務の級が海事職俸給表（一）の六級以下の級である職員</p>

2 内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、職員が地方公共団体の非常勤の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百二十八条の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職を兼ねる場合における兼業の許可に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。

チ 海事職俸給表（二）の適用を受ける職員
リ 教育職俸給表の適用を受ける職員
ヌ 研究職俸給表の適用を受ける職員
ル 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員
ヲ その属する職務の級が医療職俸給表（二）の七級以下の級である職員
ワ 医療職俸給表（三）の適用を受ける職員
カ 福祉職俸給表の適用を受ける職員
ヨ 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員
タ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項又は第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員

二 副検事

2 内閣総理大臣は、前項の規定によるほか、職員が地方公共団体の非常勤の職員（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百二十八条の四第一項の規定により置かれる委員会の委員若しくは同項の規定により置かれる委員又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の職を兼ねる場合における兼業の許可に関するその権限を当該職員の所轄庁の長に委任することができる。

改正案	現行
<p>（職員）</p> <p>第一条 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二</u>条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者</p> <p>二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第一条 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第二条第一項第一号に規定する常時勤務に服することを要しない地方公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する地方公務員に準ずる者で政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八</u>条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者</p> <p>二 常時勤務に服することを要しない地方公務員のうち、総務大臣の定めるところにより、常時勤務に服することを要する地方公務員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が引き続き十二月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することを要することとされているもの</p> <p>2 法第二条第一項第二号に規定する常時勤務することを要しない者のうちその勤務形態が常時勤務することを要する者に準ずる者で政令で定めるものは、前項第二号に掲げる者に準ずる者として総務大臣が定める者とする。</p>

改正案	現行
<p>（刑に処せられた場合等の給付の制限）</p> <p>第二十七条 組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合には、当該事由に該当したとき以後、その組合員期間に係る退職年金（終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は公務障害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 組合員が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（<u>第四項</u>において「懲戒処分」という。）によつて退職した場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、その引き続き組合員期間の月数</p>	<p>（刑に処せられた場合等の給付の制限）</p> <p>第二十七条 組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合には、当該事由に該当したとき以後、その組合員期間に係る退職年金（終身退職年金に限る。以下この条において同じ。）又は公務障害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。</p> <p>一 組合員又は組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額</p> <p>ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額</p> <p>二 組合員が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この号及び<u>第四項</u>において「懲戒処分」という。）によつて退職した場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、その引き続き組合員期間の月数（<u>地方公務員法第二十八条の四第一項の規定により採用された職員又はこ</u></p>

月数のうちに占める割合を乗じて得た金額
が組合員期間の

イ・ロ (略)

三 (略)

れに相当する職員（以下この号及び第四号において「再任用職員等」という。）である組合員（職員でなくなったことにより当該職員が退職手当（地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当をいう。以下この号及び第四号において同じ。）又はこれに相当する給付の支給を受けることができる場合における当該職員でなくなった日又はその翌日に再任用職員等となった者を除く。）が退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関する懲戒処分によつて退職した場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

三 組合員が地方公務員法第二十九条第一項に規定する停職の処分又はこれに相当する処分を受けた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該停職の処分又はこれに相当する処分を受けた期間の日数（当該日数が三百六十五日を超える場合にあつては、三百六十五日）が三百六十五日のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額に百分の五

四 組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）又は組合員であつた者が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（以下「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。）を受けた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる地方自治法第二百四十四条第二項に規定する退職手当又はこれに相当する給付の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数

が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ・ロ （略）

2
4
（略）

十を乗じて得た金額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の二十五を乗じて得た金額

四 組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）又は組合員であつた者が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（以下「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。）を受けた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分の対象となる

退職手当又はこれに相当する給付の額の算定

の基礎となる職員としての引き続き在職期間に係る組合員期間の月数（当該職員である組合員が当該引き続き在職期間の末日以後に再任用職員等である組合員となつた場合にあつては、当該引き続き在職期間に係る組合員期間の月数と当該再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数とを合算した月数）が組合員期間の月数のうちに占める割合を乗じて得た金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

2
公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には

、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五一条から第三項まで又は第一百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五一条から第三項まで又は第一百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号に規定する停職の処分若しくはこれに相当する処分を受けた期間の日数は

5 第一項第二号に規定する引き続き組合員期間の月数、

同項第三号に規定する停職の処分若しくはこれに相当する処分を受けた期間の日数又は同項第四号に規定する引き続き在職期

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員（法
 第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この
 条及び第六十五条において同じ。）に係るものの管理及び運用又
 は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項
 、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定
 の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十七 条第一項 第二号	法第一百一 条第一項（ 法第四百十 二条第二項 の規定によ り読み替え て適用され る場合を含 む。）に規 定する懲戒 処分（第四 項において	地方公務員の場合における懲 戒の事由に相当する事由によ り解雇された

(団体組合員に係る長期給付等の取扱い)

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員（法
 第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この
 条及び第六十五条において同じ。）に係るものの管理及び運用又
 は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項
 、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定
 の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第二十七 条第一項 第二号	法第一百一 条第一項（ 法第四百十 二条第二項 の規定によ り読み替え て適用され る場合を含 む。）に規 定する懲戒 処分（以下 この条にお	地方公務員の場合における懲 戒の事由に相当する事由によ り解雇された

(略)	
(略)	「懲戒処分」という。()によつて退職した
(略)	
(略)	
(略)	
(略)	いて「懲戒処分」という。()によつて退職した
(略)	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された

○ 義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令
 (平成十六年政令第五百五十七号) (第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般教職員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。)</p> <p>。 第二条第三項に規定する教職員のうち、</p> <p>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号) 第四条の規定により採用された者以外の者をいう。</p> <p>二 〇四 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一般教職員 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号。以下「標準法」という。)</p> <p>。 第二条第三項に規定する教職員のうち、<u>地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号) 第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の六第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号) 第四条の規定により採用された者</u>以外の者をいう。</p> <p>二 給料の調整額 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号) 第十条の規定に相当する条例の規定により支給される給料の調整額をいう。</p> <p>三 教職調整額 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七十七号) 第三条第一項に規定する教職調整額をいう。</p> <p>四 都道府県教員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一</p>

五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副

日に在職する都道府県及び市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。以下同じ。）町村の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（以下「都道府県及び市町村の設置する小学校等」という。）の一般教職員（栄養教諭等（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員をいう。以下同じ。）、寄宿舎指導員及び事務職員を除く。以下この号及び第十二号において同じ。）（都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次号、第六号及び第八号において同じ。）及び義務教育学校にあつては、義務教育費国庫負担法第二条第三号に規定する教育課程の実施を目的として配置される教職員（以下「特定教育課程担当教職員」という。）であるものに限る。以下この号において同じ。）の一人当たりの給料（給料の調整額及び教職調整額を除く。以下同じ。）の月額として、国家公務員の俸給、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号。以下「人材確保法」という。）第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

五 都道府県教員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の校長、副

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）、同法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六〇十九 （略）

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（第十三号において「校長及び教諭等」という。）（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編製の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに標準法第十八条第一号及び第四号から第六号までに掲げる者（以下「産休代替教職員等」という。）の実数の合計数から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項の規定により育児休業をしている者（以下「育児休業者」という。）、地方公務員法 第二十条の六第一項の規定により配偶者同行休業をしている者（以下「配偶者同行休業者」という。）、同法第五十五条の二第一項ただし書の許可を受けた者（以下「専従職員」という。）その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

六 都道府県栄養教諭等基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場（学校給食法第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）の一般教職員である栄養教諭等（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあつては、特定教育課程担当教職員であるもの

に限る。以下この号及び次号において同じ。）の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

七 都道府県栄養教諭等算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等並びに市町村立の共同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

八 都道府県事務職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給並びに当該都道府県における経験年数別の都道府県及び市町村の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

九 都道府県事務職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する小学校等の事務職員について、標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編

制の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十 都道府県特別支援学校教職員基礎給料月額 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日に在職する都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該都道府県における経験年数別の都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の实数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十一 都道府県特別支援学校教職員算定基礎定数 各都道府県ごとに、当該年度の五月一日現在において、都道府県及び市町村の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第三項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十二 指定都市教員基礎給料月額 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（以下「指定都市の設置する小学校等

「という。）の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置及び当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十三 指定都市教員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の校長及び教諭等について、標準法第六条の二の規定により算定した数、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条及び第八条の規定により算定した数、地方教養行政の組織及び運営に関する法律第十八条第四項後段の規定により指導主事に充てられるものとして文部科学大臣が財務大臣と協議して定めた数並びに産休代替教職員等の実数の合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十四 指定都市栄養教諭等基礎給料月額 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並びに当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の一般教職員である栄養教諭等の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十五 指定都市栄養教諭等算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等及び指定都市の設置する共同調理場の栄養教諭等について、標準法第八条の二の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十六 指定都市事務職員基礎給料月額 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給及び当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する小学校等の一般教職員である事務職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十七 指定都市事務職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する小学校等の事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第九条の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

十八 指定都市特別支援学校教職員基礎給料月額 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日に在職する指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の一人当たりの給料の月額として、国家公務員の俸給、人材確保法第三条の規定により講じられている措置並

びに当該指定都市における経験年数別の指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の一般教職員の実数等を勘案して文部科学省令で定めるところにより算定した額をいう。

十九 指定都市特別支援学校教職員算定基礎定数 各指定都市ごとに、当該年度の五月一日現在において、指定都市の設置する特別支援学校の小学部及び中学部の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭等、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師及び事務職員について、標準法第三条第一項及び第四条第二項に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第十条第一項の規定により算定した数と産休代替教職員等の実数との合計数から育児休業者、配偶者同行休業者、専従職員その他文部科学省令で定める者の実数の合計数を減じた数をいう。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正前地			改正案		
改正前地	(略)	(略)	<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	改正案	(略)
係る地方公	(略)	(略)		現行	(略)
係る地方公務員法の一部を改	(略)	(略)	<p>（改正前地共済法による職域加算額に係る改正前地共済法等の規定の読替え）</p> <p>第七条 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものとされた改正前地共済法、改正前地共済施行法及び改正前昭和六十年地共済改正法の規定の適用については、同項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>（新設）</p>	改正案
	改正前地共済法附則第二十条の四	改正前地共済法附則第二十条の四			現行

改正前地	改正前地 共済法附 則第二十 八条の七 第二項 及 び第六項 第二号		共済法附 則第二十 八条の七 第一項
公布の日	(略)	退職共済年 金	務員法 及び地方公 務員法 員法 (地方公務 員法)
公布の日」と、「地方公務員	(略)	旧職域加算退職給付	正する法律(令和三年法律第 六十三号)による改正前の地 方公務員法(以下この項にお いて「旧地方公務員法」とい う。) 旧地方公務員法 (旧地方公務員法)

(新設)	改正前地 共済法附 則第二十 八条の七 第一項、 第二項及 び第六項 第二号	退職共済年 金	旧職域加算退職給付
------	-------------------------------------------------------------	------------	-----------

共済法附
則第二十
八条の十
一

<p>と、「地方 公務員法</p>	<p>法の一部を改正する法律（令 和三年法律第六十三号）によ る改正前の地方公務員法（以 下この項において「旧地方公 務員法」という。）</p>
<p>国家公務員 法第八十一 条の二第一 項に</p>	<p>国家公務員法等の一部を改正 する法律（令和三年法律第六 十一号）第一条の規定による 改正前の国家公務員法（以下 この項において「旧国家公務 員法」という。）第八十一条 の二第一項に</p>
<p>施行の日」 と、「地方 公務員法</p>	<p>施行の日」と、「旧地方公務 員法</p>
<p>附則第三 条とあるの は「国家公 務員法</p>	<p>附則第三条」とあるのは「旧 国家公務員法</p>
<p>附則第三 条と、「地 方公務員法</p>	<p>附則第三条」と、「旧地方公 務員法</p>

第二十七 条第一項 第二号	(略)	(略)	(略)	月数(地方 公務員法第 二十八条の 四第一項の 規定により 採用された	月数	(略)	国家公務員 法第八十一 条の三 地方公務員 法第二十八 条の四 国家公務員 法第八十一 条の四 旧国家公務員法第八十一条の 四	(略)	旧国家公務員法第八十一条の 三 旧地方公務員法第二十八条の 四

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前
地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものと
された改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に
掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十七 条第一項 第二号か ら第四号 まで	(略)	(略)	(略)	退職共済年 金又は障害 共済年金の 額	旧職域加算退職給付又は旧職 域加算障害給付の額	(略)	(略)	(略)	(略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項の規定により改正前
地共済法による職域加算額についてなおその効力を有するものと
された改正前地共済令の規定の適用については、次の表の上欄に
掲げる改正前地共済令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

て同じ。)
又はこれに
相当する給
付の支給を
受けること
ができる場
合における
当該職員で
なくなつた
日又はその
翌日に再任
用職員等と
なつた者を
除く。)が
退職手当又
はこれに相
当する給付
額の算定
の基礎とな
る職員とし
ての引き続
く在職期間

	額 共済年金の 金又は障害 退職共済年 金又は障害	中の行為に 関する懲戒 処分によつ て退職した 場合にあつ ては、当該 引き続き在 職期間に係 る組合員期 間の月数と 当該再任用 職員等とし ての在職期 間に係る組 合員期間の 月数とを合 算した月数
域加算障害給付の額	旧職域加算退職給付又は旧職 域加算障害給付の額	

<p>第二十七 条第一項 第三号</p>	<p>退職共済年 金又は障害 共済年金の 額</p>	<p>旧職域加算退職給付又は旧職 域加算障害給付の額</p>
<p>第二十七 条第一項 第四号</p>	<p>対象となる 月数（当該 職員である 組合員が当 該引き続く 在職期間の 末日以後に 再任用職員 等である組 合員となつ た場合に あつては、当 該引き続く 在職期間に 係る組合員 期間の月数 と当該再任</p>	<p>対象となる地方自治法第二百 四条第二項に規定する 月数</p>

(新設)

第二十七 条第五項	(略)	(略)	(略)	退職共済年 金又は障害 共済年金の 額	用職員等と しての在職 期間に係る 組合員期間 の月数とを 合算した月 数)
	同号及び同 項第四号に 規定する引 き続く在職 期間に係る 組合員期間	(略)	(略)		
	同項第三号	(略)	(略)	旧職域加算退職給付又は旧職 域加算障害給付の額	

(新設)	第二十七 条第二項	(略)	(略)	
	第二十七 条第四項	(略)	(略)	
		(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)
(略)	月数は 項第三号 月数又は同 合員期間の 間に係る組 ての在職期 職員等とし くは再任用 の月数若し	月数又は同項第四号に規定す る引き続き在職期間に係る組 合員期間の月数は
(略)	(略)	(略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 (略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令(同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令をいう。以下同じ。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(施行日前に給付事由が生じた改正前地共済法による年金である給付等に係る改正前地共済法等の規定の読替え)

第十四条 (略)

2 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付に係るなお効力を有する改正前地共済令及びなお効力を有する改正前昭和六十一年地共済経過措置政令(同項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前昭和六十一年地共済経過措置政令をいう。以下同じ。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

(略)	(略)	なお効力を有する 改正前地 共済令第 二十七条 第一項第 二号
(略)	(略)	月数(地方 公務員法第 二十八条の 四第一項の 規定により 採用された 職員又はこ れに相当す る職員(以 下この号及 び第四号に
(略)	(略)	月数

に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(新設)
(略)	(略)	なお効力を有する 改正前地 共済令第 二十六条 の二十八 の表法第 九十条第 六項の項
(略)	(略)	

に掲げる字句とする。

ができる場
合における
当該職員で
なくなつた
日又はその
翌日に再任
用職員等と
なつた者を
除く。)が
退職手当又
はこれに相
当する給付
額の算定
の基礎とな
る職員とし
ての引き続
く在職期間
中の行為に
関する懲戒
処分によつ
て退職した
場合にあつ

(略)			等である組 合員となつ た場合に あつては、 当該引き 続く在職 期間に 係る組合 員の月数 と当該再 任用職員 等として の在職期 間に係る 組合員期 間の月数 とを合算 した月数)
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第三項及 第二十七 条 共済令第 改正前地 を有する なお効力			
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

3 (略)	(略)	なお効力を有する改正前地共済令第二十七条第五項	
	(略)	月数は 項第三号	同号及び同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数若しくは再任用職員等としての在職期間に係る組合員期間の月数又は同項第三号
	(略)	月数又は同項第四号に規定する引き続き在職期間に係る組合員期間の月数は	同項第三号

3 (略)	(略)	(新設) び第四項
	(略)	
	(略)	